

鳥取県内でスポットワークを活用する
事業者を支援します!

鳥取県スポットワーク 導入支援補助金 のご案内



補助対象事業所

スポットワークを活用し、
労働者を雇用した県内事業所

補助対象経費

労働者との仲介が成立したことへの
対価として、スポットワーク雇用仲介
事業者を支払ったサービス利用料

スポットワーク雇用仲介事業者とは… スキマ時間を利用して働きたい労働者と、人材を必要とする事業所を繋ぐ、
タイミー、スポットバイトル、メルカリハロ等のサービスを提供する事業者のこと

補助
限度額

50,000円

補助率

1/2

(賃金、交通費、振込手数料、消費税および地方消費税の額は含みません)

申請要件

県の実施した「スポットワーク活用促進セミナー」を受講していること
(インターネットでアーカイブ受講できます。詳しくはチラシ裏面をご覧ください)

申請締切

令和8年2月20日まで

申込方法

とっとり電子申請サービスにより申請申込をしてください。

https://apply.e-tumo.jp/pref-tottori-u/offer/offerList_detail?tempSeq=17094

とっとり電子申請サービス➡



申請要件

県の実施した
「スポットワーク活用促進セミナー」を
受講していること。

インターネットでアーカイブ受講できます。

とっとり電子申請サービスより
視聴申込をしてください。

https://apply.e-tumo.jp/pref-tottori-u/offer/offerList_detail?tempSeq=17383



補助金交付までの流れ



項目	実施者	時期	内容・注意事項等
1 補助対象活動を実施	申請者	令和7年7月1日～ 令和8年2月20日	求人に当たり、スポットワーク雇用仲介事業者のサービスを利用し、仲介が成立したことへの対価として、サービス利用料をスポットワーク雇用仲介事業者に支払う。
2 補助金交付申請書提出	申請者	令和7年7月1日～ 令和8年2月20日	補助対象活動が完了した日から1カ月以内の日または2月20日のいずれか早いほうの日までに交付申請書、活動報告書を作成し、県雇用・働き方政策課へ提出してください。 ※補助対象活動を複数回行った場合は、申請したいすべて活動が完了してから提出してください。
3 補助金交付決定兼額確定通知	県	②の受付後 30日以内	提出された書類を県雇用・働き方政策課で審査し、交付決定兼補助金額確定の通知を行います。
4 補助金支払	県	確定通知送付 から2週間程度	補助金をお支払いします。

その他
詳しくはHPで



<https://www.pref.tottori.lg.jp/323568.htm>

問合せ先

鳥取県商工労働部
雇用人材局 雇用・働き方政策課

電話：0857-26-7662

E-mail：koyou-hataraki@pref.tottori.lg.jp